

令和元年 10 月 30 日

三重県南勢志摩地域活性化局
環境室環境課長 中川隆司様

一般社団法人 南志摩オーナーズクラブ
代表理事 山本宗秀

今般、ハートランド管理センター(株)代表取締役和泉一氏（以下同社という）より別紙文書が送付されてきました。9 頁に及ぶものですが、「受水契約がないので給水する義務も責任もない」との主張です。このことについて当クラブの見解を申し上げます。

記

水道料金は、同社の自由に一方的に値上げできるものではなく双方の合意により成立するものとの認識です。自治体運営では「議会」承認をもって、事業者と住民との合意形成とされ料金改定が行われております。専用水道においても双方の合意形成は必須事項であると考えます。

同社は、過去数度にわたり一方的に料金改定の通知をしてきました。同社に対し料金改定について説明会の実施を要求するも行われることはありませんでした。特に、給水サービスの対価ではない分譲地管理費を上乗せする料金設定は到底受け入れられるものではなく受水契約を留保せざるを得ない状況になりました。この状況を逆手にとって「受水契約がないから給水義務がなく責任もない」という論理で給水を停止できるという主張は容認できるものではありません。手前勝手な理屈で「命の水」である水道を盾に脅迫的行為を繰り返す同社に、認可事業を担う資格がないことは明白であります。事業認可取り消しも視野に厳しい指導を重ねてお願い申し上げます。

H27 年 2 月日本水道協会「水道料金算定要領」まえがきで

【水道料金は、給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉且つ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する給水需要が質量ともに充足できるよう適正に定められなければならない。(中略) いやしくも放漫経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底許されることではない。】と記述されています。

補足

- ① 全ての道路敷及び私設専用水道施設の所有権を有していると主張しているが事実認識に乖離があります。

(クラブ見解)

分譲地内の道路・水道施設は分譲地所有者が拠出した「家屋建築負担金」、「再整備分担金」で取得されたものでありこれらの所有権は本来分譲地所有者に帰属すべきものであります。前の「管理費不存在請求事件」の裁判で福岡地裁は「本件地権者等の支払う資金によって、別荘地内の共益施設用地の買収費用並びに道路、排水路及び水道施設の工事費用を捻出し、将来的には、道路及び水道施設を地元自治体に移管する旨を告げたと認められる。」と判示しています。

- ② 三重県「小規模水道条例」を取り上げ料金設定や給水停止措置等に言及されておらず、私法の領域における私人間の契約内容によることになると主張しています。

(クラブ見解)

公共性の高い水道事業が認可制になっている観点が全く理解されていません。水道法の解釈において関連する法・規則全体を俯瞰して解釈すべきところ条例の極一部分を自己に都合の良い解釈を行っています。この程度の能力しかない業者が認定されていることに驚きを隠せません。水道事業の民営化が動き出しましたが、このような無能な業者を早い段階で排除しておくことを行政の長に期待します。

- ③ 管理契約において、徴収した管理費により私設水道施設の維持管理業務を行うことが規定されており、管理契約がなければ、受水契約もありません。と述べています。

(クラブ見解)

KRG 管理センター(株)管理規約第3条(管理業務内容)には水道施設の維持管理業務は含まれておりません。従って管理契約をしたことによって受水契約もされたことにはなりません。管理契約と受水契約とは別で、それぞれの契約が必要になります。

以上